

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	観光振興課
委 託 業 務 名	JR デスティネーションキャンペーンに伴う大津市誘客プロモーション業務
委 託 業 務 場 所	大津市
概 要	令和8年10月～12月に行われる予定の JR デスティネーションキャンペーン（以下 DC という。）・プレイベントと令和9年10月～12月の DC 本番に向けて、市内観光事業者と連携して観光コンテンツの磨き上げを行い、情報を整理する。 加えて、主に旅行代理店に向けて本市の情報を効果的に発信し、本市への誘客を促進する。
契 約 期 間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契 約 年 月 日	令和8年4月1日
契 約 金 額	6,050,000円
契約の相手方	〔所在地〕 大津市御陵町2番3号 〔名 称〕 公益社団法人びわ湖大津観光協会
契約相手方の選 定 理 由	本業務は、令和8年10月から行われる JR デスティネーションキャンペーン（以下 DC という。）・プレイベントと令和9年10月からの DC 本番に向けて、市内観光事業者と連携して観光コンテンツの磨き上げを行い、主に旅行代理店に向けて本市の情報を効果的に発信し、本市への誘客促進を目的とするものである。 したがって、受託事業者には市内全域について熟知し、市内観光事業者と観光コンテンツの磨き上げを行う役割が求められ、コンテンツ造成や DC・プレイベントの準備期間を考慮し説明会を実施しなければいけないことから、早期に市内観光事業者と良好な関係を構築する必要がある。 公益社団法人びわ湖大津観光協会については、これまで本市全域の観光地を活かしたツアーや取組、プロモーションを行っており、本市全域において観光地としての魅力を熟知している。加えて、市内観光事業者と密に連携しながら事業を実施してきた実績があり、これまでの取組を通じて信頼関係が構築されていることから、市内観光事業者の取組と一体となったプロモーションを実施できる唯一の団体である。

様式第2号（第2条関係）

根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項2号  不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
---------	--

- （注意）
- 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
  - 2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。